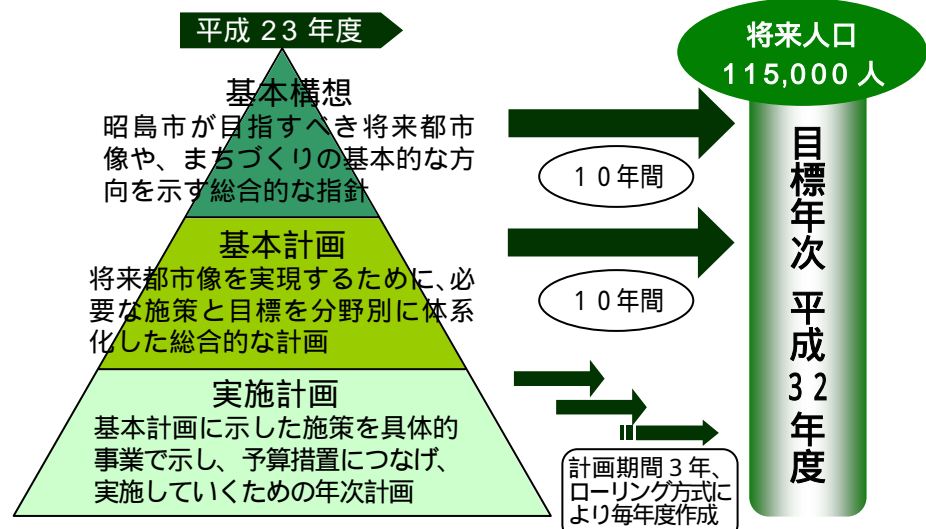


はじめに

第五次昭島市総合基本計画とは？

総合基本計画は、今後の10年間を展望し、昭島市を総合的、計画的に運営していくための基本となる計画です。まちづくりの目標を掲げ、これを実現するための施策を示しています。計画は、「基本構想」と「基本計画」、そして別に策定する「実施計画」の三層で構成され、平成32年度を目標年次とし、そのときの人口を115,000人と推計しています。

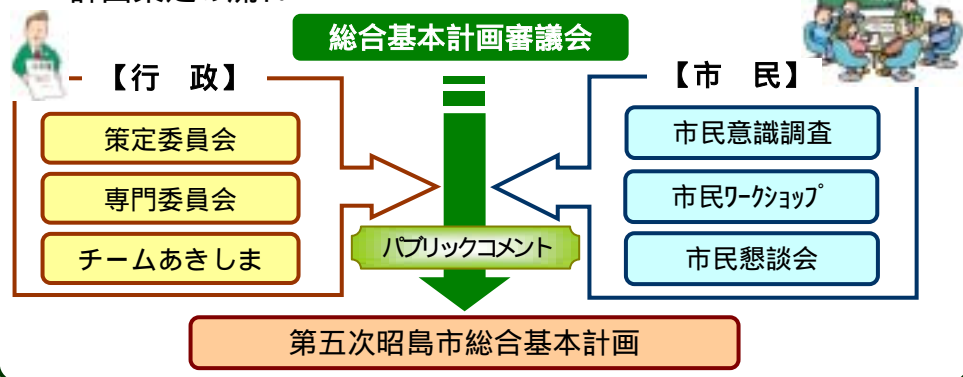


誇りと愛着を持ち、個性と魅力にあふれた、品格のある「新しい昭島」のまちづくりを推進

策定の背景

- ライフスタイルや価値観の多様化
少子化・超高齢社会の到来
環境問題への対応と持続可能な社会の構築
安全・安心への意識の高まり
グローバル化の進展
高度情報ネットワーク社会の到来
地方分権型社会・自主自立の行財政運営の確立

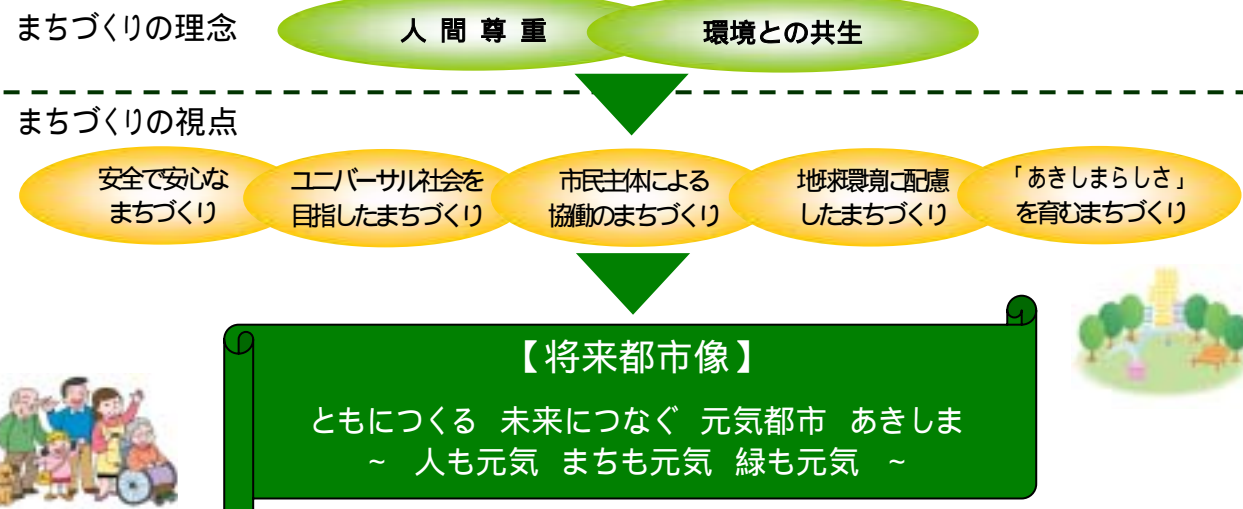
計画策定の流れ



基本構想

「新しい昭島」のまちづくりが理想とするのは、すべての市民が「昭島をふるさととして愛し、昭島に住むことに誇りを持ち、昭島に住み続けたい」と願い、この願いが親から子、子から孫へとつながるまちです。

この理想を実現するため、2つの「まちづくりの理念」、そして5つの「まちづくりの視点」を掲げるとともに、10年後の「将来都市像」を次のとおり定めています。



施策の大綱

施策の大綱は、「まちづくりの理念」と「まちづくりの視点」に基づいて「将来都市像」を実現していくため、まちづくりの施策の大きな方向性を示すもので、次の6本の柱を施策の基本として定めています。

- (1) 心ゆきかう あきしま (明るい地域社会の形成)
(2) ともに支え合う あきしま (健康と福祉の充実)
(3) 未来を育む あきしま (教育・文化・スポーツの充実)
(4) 環境をつなぐ あきしま (循環型社会の形成)
(5) 基盤を築く あきしま (快適な都市空間の整備)
(6) 躍動する あきしま (産業の活性化)

基本構想を推進するための基本的な姿勢

- (1) 情報の共有と協働、パートナーシップの推進
(2) 地方分権と広域的な連携・協力の推進
(3) 自主自立による行財政運営の推進
(4) 計画行政の推進
(5) 憲章・都市宣言趣旨の推進

基本計画

総論

- 1 基本計画の前提 2 市の概要 3 計画の策定にあたって 4 施策の体系

各論

第1章 心ゆきかう あきしま 明るい地域社会の形成

- 人と人をつなぐ
- (1) コミュニティ: コミュニティ活動の推進、市民との連携・協働の促進、交流の推進
 - (2) 男女共同参画社会: 「男女共同参画プラン」の推進、男女共同参画社会の実現
 - (3) 国際化: 国際化の推進
 - (4) 情報化: 「情報化推進計画」の推進、情報化への対応

- ともに守る
- (1) 防災: 災害予防体制の確立、災害応急対策の充実、消防体制の充実、医療・救護体制の充実
 - (2) 防犯: 防犯活動の推進、防犯施設の整備
 - (3) 交通安全: 交通安全意識の普及・啓発、交通安全の確保、被害者救済制度の充実

第2章 ともに支え合う あきしま 健康と福祉の充実

- 支える 心とからだを
- (1) 健康・医療: 健康づくりの推進、保健・予防対策の推進、医療体制の整備
 - (2) 保険・年金: 国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険、国民年金

- 地域で支え合う
- (1) 児童福祉: 次世代育成支援行動計画の推進、子育て家庭への支援、児童の健全育成、ひとり親家庭の自立支援
 - (2) 高齢者福祉: 介護保険事業の推進、社会参加への支援、尊厳ある暮らしへの支援、高齢者福祉サービスの充実
 - (3) 障害者福祉: 障害福祉計画の推進、保健医療の充実、社会的自立への支援、自立にむけた基盤の整備
 - (4) 生活の支援・保護: 自立への支援

第3章 未来を育む あきしま 教育・文化・スポーツの充実

- ともに育む
- (1) 幼児教育: 家庭教育の充実、地域教育の向上、幼稚園等での教育の充実
 - (2) 学校教育: 教育振興基本計画の推進、学校教育の充実、家庭・地域との連携、教育環境の整備、豊かな未来の実現
 - (3) 青少年の健全育成: 健全育成体制の整備、年齢期ごとの取組み、体験と交流の推進

- 「あきしまらしさ」を築く
- (1) 生涯学習: 生涯学習推進体制の整備、学習の場の拡大、学習機会の拡充、公民館活動の充実
 - (2) 図書館活動: 図書館活動の充実
 - (3) 文化・芸術: 文化芸術活動の推進
 - (4) スポーツ・レクリエーション: スポーツ振興計画の推進、スポーツライフの形成、スポーツ・レクリエーションの基盤整備
 - (5) 文化財: 文化財の保護・保存、文化財の活用



基本計画

第4章 環境をつなぐ あきしま 循環型社会の形成

- ともに保つ
- (1) 生活環境: 生活環境の向上
 - (1) 自然環境: 自然環境の保全、水辺、緑地の整備と活用、緑のまちづくり

- つなぐ 未来に
- (1) 地球環境: 地球環境の保全
 - (2) ごみ処理: ごみの減量とリサイクルの推進、循環型ごみ処理体制の整備

第5章 基盤を築く あきしま 快適な都市空間の整備

- ともに築く
- (1) 道路: 道路整備の促進、やさしさ、快適性の推進、維持・管理の充実
 - (2) 公園: 公園の整備と管理、緑地の保全と活用
 - (3) 上水道: 水道事業基本計画の推進、水の安定供給、水の有効利用
 - (4) 下水道: 下水道総合計画の推進、汚水の処理、雨水の処理、公共用水域の水質保全、健全な下水道事業の確保

- を築く 安心とやすらぎ
- (1) 公共交通: 鉄道輸送の充実、バス輸送の充実、駅前広場の整備
 - (2) 市街地整備: 中神土地区画整理事業・事業の推進、立川基地跡地利用、核都市としてのまちづくり、都市環境の整備、駅前整備、駅前地区の整備、駅前環境の整備
 - (3) 住宅: 住宅マスタープランの推進、住宅の確保、住環境の整備
 - (4) 都市景観: うるおいのある景観づくり、市民意識の高揚

第6章 躍動する あきしま 産業の活性化

- 活力を育む
- (1) 産業振興の柱: 産業の強化、人材の確保と育成、地域との共生
 - (2) 商工業: 商業の振興、工業の振興、関係団体との連携
 - (3) 農業: 都市農業の確立、市民とつながる農業
 - (4) 観光: 観光業の推進、観光資源の育成、情報の発信

- 働く ともに
- (1) 勤労者: 雇用の安定、福利厚生の充実、職場環境の改善
 - (1) 消費者: 安全・安心な消費生活、消費者意識の向上、環境に配慮した消費生活

第7章 計画の実現のために

- (1) 情報の共有と協働の推進: 情報の共有化、協働によるまちづくり
- (2) 地方分権と広域的な連携・協力: 地方分権時代のまちづくり、基礎的自治体としての基盤強化、広域行政の推進
- (3) 自主自立による行財政運営: 市民サービスの向上、健全で規律ある財政運営、効率的で効果的な行政運営、ストックの有効活用
- (4) 憲章・都市宣言趣旨の推進: 「市民憲章」趣旨の推進、「高齢者憲章」趣旨の推進、「交通安全都市宣言」趣旨の推進、「青少年とともにあゆむ都市宣言」趣旨の推進、「非核平和都市宣言」趣旨の推進、「男女共同参画都市宣言」趣旨の推進